

鳥取県東部広域行政管理組合火災予防条例の一部を改正する条例（案）要綱

1 改正する目的

不正競争防止等の一部を改正する法律（平成30年法律第33号）の施行による工業標準化法（昭和24年法律第185号）の一部改正、及び住宅用防災機器の設置及び維持に関する条例の制定に関する基準を定める省令（平成16年総務省令第138号）の一部改正等に伴い、所要の整備を行うためである。

2 改正する内容

- (1) 「日本工業規格」の名称を「日本産業規格」に改めること。（第16条関係）
- (2) スプリンクラー設備の表現を整理すること。（第29条の5関係）
- (3) 住宅用防災警報器等を設置しないことができる場合の条件を追加すること。（第29条の5関係）

3 施行期日

- (1) 第16条の改正規定については、令和元年7月1日とする。
- (2) 第29条の5の改正規定については、公布の日とする。

鳥取県東部広域行政管理組合火災予防条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>(避雷設備)</p> <p>第16条 避雷設備の位置及び構造は、消防長が指定する<u>日本産業規格（産業標準化法（昭和24年法律第185号）第20条第1項の日本産業規格をいう。）</u>に適合するものとしなければならない。</p> <p>2 (略)</p> <p>(設置の免除)</p> <p>第29条の5 前3条の規定にかかわらず、次の各号に掲げるときは、次の各号に定める設備の有効範囲内の住宅の部分について住宅用防災警報器又は住宅用防災報知設備（以下この章において「住宅用防災警報器等」という。）を設置しないことができる。</p> <p>(1) 第29条の3第1項各号又は前条第1項に掲げる住宅の部分にスプリンクラー設備（標示温度が75度以下で<u>種別（閉鎖型スプリンクラーヘッドの技術上の規格を定める省令（昭和40年自治省令第2号）第12条の種別をいう。）が1種</u>の閉鎖型スプリンクラーヘッドを備えているものに限る。）を令第12条に定める技術上の基準に従い、又は当該技術上の基準の例により設置したとき。</p> <p>(2)～(5) (略)</p> <p>(6) 第29条の3第1項各号又は前条第1項に掲げる住宅の部分に特定小規模施設用自動火災報知設備を特定小規模施設における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令（平成20年総務省令第156号）第3条第2項及び第3項に定める技術上の基準に従い、又は当該技術上の基準の例により設置したとき。</p> <p>(7) (略)</p>	<p>(避雷設備)</p> <p>第16条 避雷設備の位置及び構造は、消防長が指定する<u>日本工業規格</u> _____に適合するものとしなければならない。</p> <p>2 (略)</p> <p>(設置の免除)</p> <p>第29条の5 前3条の規定にかかわらず、次の各号に掲げるときは、次の各号に定める設備の有効範囲内の住宅の部分について住宅用防災警報器又は住宅用防災報知設備（以下この章において「住宅用防災警報器等」という。）を設置しないことができる。</p> <p>(1) 第29条の3第1項各号又は前条第1項に掲げる住宅の部分にスプリンクラー設備（標示温度が75度以下で<u>作動時間が60秒以内</u>の閉鎖型スプリンクラーヘッドを備えているものに限る。）を令第12条に定める技術上の基準に従い、又は当該技術上の基準の例により設置したとき。</p> <p>(2)～(5) (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(6) (略)</p>